

夏休みに子どもの居場所を提供します

夏休み子どもの居場所づくり事業として、保護者が仕事等で家庭にいない、加えて学童保育を利用していない小学生に安心・安全な居場所を提供します。

利用日 7月22日(月)～8月30日(金)(土・日曜日、祝日は除く)

※学校は8月13日(火)～16日(金)のお盆期間、出校日および学校行事がある日は休業します。

場所	定員	開所時間	事業内容	利用料金
中央児童館	※1 60人	午前8時～ 午後4時30分	預かり事業	3,000円
東小学校	申込時に 登録した方は 利用できます ※2	午前8時40分～ 午後4時30分	見守り事業	1,000円
西小学校				
蛭間小学校				
高台寺小学校				

※1定員を超えた場合、第2希望または低学年優先の選考となる場合があります(兄弟揃っての利用ができない場合があります)。

※2学校行事等のため、場所が変更になる可能性があります。場所・日にちについては、申込状況によって、ご希望に沿えない場合があります。

対象 食事、身の回りのことが自分でできる小学1～6年生

持ち物 お弁当、お茶(水筒)、帽子、上履き等

申込 5月7日(火)～20日(月)に子育て支援課にある利用申請書を記入し、提出してください。

利用申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

※詳細は、市ホームページまたは直接下記へ。

問合せ 子育て支援課子育て支援G ☎24-1121

ファミリーサポート・センター事業

子育ての手助けをしてほしい方(依頼会員)と、子育ての手伝いができる方(提供会員)がお互いに助け合いながら活動する子育て支援の会員組織です。

対象

依頼会員

- ・市内在住・在勤在学中で、0歳児(生後2カ月以降)～小学6年生のお子さんを養育している方
- ・妊娠8カ月～産後2カ月(多胎児は生後12カ月)の方

提供会員

- ・市内在住で、20歳以上の健康で子育てに関心をお持ちの方(資格、経験、性別は問いません)

援助内容

- ・保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ、習い事などへお子さんの送迎
- ・保育所等の始業時間前、または終業時間後のお子さんの預かり
- ・病気または、病気の回復期であり、保護者の勤務の都合により家庭で育児を行うことが困難なときの預かり
- ・通院、看護、冠婚葬祭、地域活動、授業参観など子どもを連れて行くことができないときの預かり

※預かりは、提供会員の自宅で行います。

- ・産前産後の家事、育児等の援助(依頼会員宅で行います)

報酬基準額

依頼会員は、援助活動終了時に下記

の金額を依頼会員に直接支払います。
子ども1人につき1時間あたりの報酬基準額は左表のとおりです。

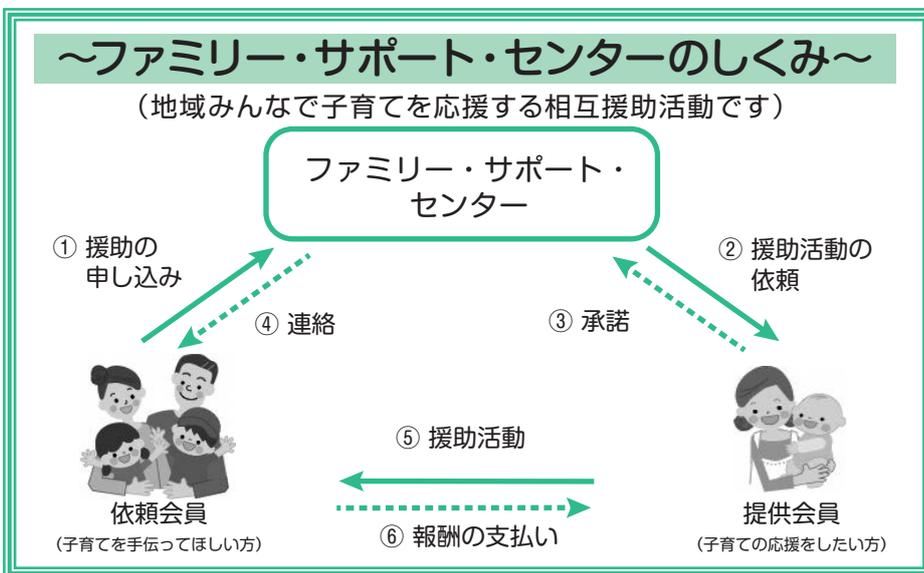
時間	曜日		
	月～金曜日	土・日曜日 祝日・年末年始 (12/29～1/3)	
げんきっこサポート (健康児)	午前7時～午後8時	700円	800円
	午後8時～午前1時	1,200円	
たすかるサポート (病児・病後児)	午前9時～午後5時	700円	800円
産前産後の 家事支援	午前9時～午後6時	700円	800円

※たすかるサポート(病児・病後児)の基準額：市外在住の方は1,200円です。

※「つしま子育て応援券」使用可。

※依頼会員が食事、おやつなどの提供を依頼した場合は、提供会員に実費を支払います。

地域で子育て支援の輪
を広げませんか？



もしもの時のために
まずは登録を！



養成講座のお知らせ

- ▼場所 文化会館 研修室
- ▼対象 子育て支援活動に関心のある方、子育て中の方、ファミサポ会員
- ※会員登録をしていなくても参加可
- ▼参加費 無料
- ▼申込 事前に問い合わせ先へ。
- ※託児あり(要予約。定員になり次第締め切り)

※一部のみの受講もできます

提供会員、大募集中!!
有償ボランティアとして
地域のために活動してみませんか？
年齢・性別・経験不問

※一度に全て受講できない場合も受講大歓迎！講座は年間4回開催します。受講完了後、提供会員として登録できます。

提供会員になるには…

【講座内容と時間割】

日	時	内容	講師
5月15日(水)	午前10時～正午	①なぜ地域の子育て支援が必要なの？	NPO法人れんこん村のわくわくネットワーク職員
	午後1時～3時	②配慮が必要な子どもへの関わり方	かるがも園園長
5月17日(金)	午前10時30分～午後0時30分	③愛着形成の大切さ	愛西市臨床心理士
	午後1時30分～3時30分	④子どもの急変の時、どうしたらいいの？(病気編)	津島市民病院小児科部長・NPO法人れんこん村のわくわくネットワーク職員
5月22日(水)	午前10時～正午	⑤今の子どもの食で気をつけること	津島市栄養士
	午後1時～3時	⑥子どもの発達と遊び	津島市子育て支援センター主任
5月23日(木)	午前10時～正午	⑦子どもにとって安全・安心な環境とは？	愛西市保育園園長
	午後1時～3時	⑧子どもの急変の時、どうしたらいいの？(ケガ・事故編)	津島市消防署
5月30日(木)	午前10時～正午	⑨みんなで子育てについて考えよう(グループワーク)・事業説明と登録	NPO法人れんこん村のわくわくネットワーク職員



▼問合せ
ファミリー・サポート・センター(NPO法人れんこん村のわくわくネットワーク内) ☎55-7708
愛西市北河田町郷西34-3-1
▼受付時間 月～金曜日午前8時30分～午後5時15分

登録料や会費は無料！
利用予定のない方も安心のために事前に登録を！
あらかじめ登録してあれば緊急時もスムーズにサポートが受けられます。
【登録方法】
移動事務所、センターに来所のほか、郵送でも受け付け可。
※移動事務所の予定は毎月、市政のひろばの市民相談ページに掲載します。
今月は38ページのとおり5月24日(金)午前11時～正午に西地区子育て支援センターで行います。
※依頼会員の登録は、印鑑と母子手帳をお持ちください。

依頼会員に
登録するには…



清掃事務所からの お知らせ

問合せ 清掃事務所 ☎26-4228

ふれあい収集のお知らせ

家庭ごみを集積場へ持ち出すことが困難な世帯を対象に、市職員が訪問し、声を掛けてごみを収集します。

対象世帯

- ・ひとり暮らし老人登録で、要介護認定を受けている世帯
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方だけの世帯

※その他の世帯においても該当する場合がありますのでご相談ください。

対象ごみ 可燃ごみ、プラスチック製容器包装ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみ

申込 介護保険被保険者証および該当する手帳(写し可)を持参の上、高齢介護課または、福祉課へ。

その他 申込後、世帯を訪問調査し、収集の可否および収集方法を決定します。

一時大量ごみの排出について

一時大量ごみの排出について

引越しや草刈等により、ご家庭から一時的に、大量のごみが排出される場合があります。

集積場に一度に、大量のごみを出すと、収集に支障をきたすばかりか、町内の集積場トラブルともなりかねません。

このような場合、1回につき5袋程度で数回に分けて出してください。鹿伏兔最終処分場で許可書発行後に焼却施設(海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター)への自己搬入をお願いします。

集積場へのごみ出っぴい

必ず午前8時30分(時間厳守)までに集積場にごみを出してください。

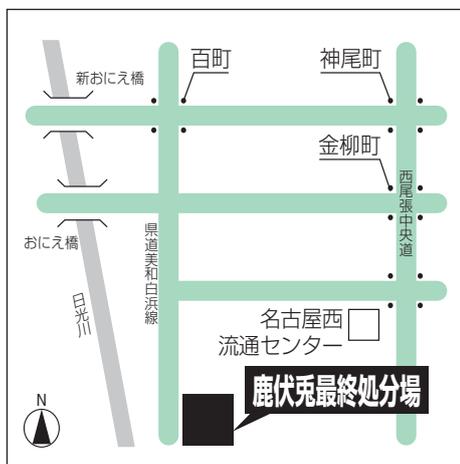
※分別が間違っているごみは、収集されません。出された方は再分別し出し直してください。



リサイクルステーションについて

鹿伏兔最終処分場において、リサイクルステーションを開設しています。資源リサイクルで、ごみ減量にご協力ください。

開設場所 鹿伏兔最終処分場(鹿伏兔町字袴腰32番地)



開設時間

午前9時～午後3時30分
(土・日曜日、祝休日、年末年始は除く)

搬入可能物

新聞紙、段ボール、古着、空き缶(スプレー缶等含む)、空きびん、使用済食用油、小型家電製品(携帯電話・スマートフォン、電話機、携帯ラジオ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ポータブルDVDプレーヤー、携帯音楽プレーヤー、ICレコーダー、USBメモリー、電子辞書、ゲーム機、ポータブルカーナビ、ドライヤー、電気力ミソリ、各種機器のリモコンやACCアダプター等)

注意事項

家電リサイクル法に定められているテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等の搬入はできません。お買い求めの販売店にご相談ください。



無料回収業者にご注意ください

ポストへのチラシ投函や、トラックでの巡回回収により、家電製品等を無料回収する業者があります。

本来、家庭ごみの収集運搬業を行うには、市の許可が必要です。

しかし、無料回収業者は、市の許可を受けられない業者であり、違法行為です。

これを利用することで、回収物が不法投棄されたり、高額な処理費を請求されたりすることがあります。

注意事項

家電リサイクル法で定められているテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等はメーカーによるリサイクルが義務づけられており、無料回収等はできません。

それ以外は、市の収集ルールに基づいて排出してください。

その他

違法無料回収業者のチラシ配布や、巡回トラックでの回収を見つけた場合は、清掃事務所まで一報ください。

国民年金の手続きについて

年金の被保険者の種類は、国民年金法の第7条第1項の第1号から第3号および同法附則の規定により次の4種類に分けられます。

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	任意加入被保険者
自営・農林漁業や学生、無職の20～60歳の方	会社員や公務員の方	第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20～60歳の方	左記以外で国民年金に加入を希望する方

退職・転職・結婚等の場合は変更の届け出が必要になります。また各種年金の請求もご本人の手続きが必要です。各種届け出・請求は下表を参考にしてください。

こんなときは、必ず届け出を

こんなとき	どうする	届出先
会社を退職したとき	国民年金に加入の手続きをする(被扶養配偶者も同じ)	市役所保険年金課
結婚や退職等で配偶者の扶養になったとき	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先
子どもを出産した時	第1号被保険者が出産した場合、産前産後期間の免除申請をする	市役所保険年金課
配偶者の扶養からはずれたとき(死亡・離婚等)	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする	市役所保険年金課
海外に滞在(日本国外に住んでいる日本国籍のある方)するとき	国民年金への任意加入の制度がありません	市役所保険年金課
60歳時点で年金受給資格10年※がない、または受給資格はあるが、受け取る年金額を満額に近づけたいとき	国民年金に任意加入(満額までの期間または65歳までの期間。なお、昭和40年4月1日以前生まれの方で65歳時点でも年金受給資格の得られない場合は、上限70歳までで受給権を満たす期間まで)ができます	市役所保険年金課
口座振替を開始・停止・変更するとき	口座振替納付の申出書等を提出する	口座振替希望の金融機関
保険料を納めるのが困難なとき	免除(全額一部)の制度があります	市役所保険年金課
50歳未満の方で保険料を納めるのが困難なとき	納付猶予の制度があります	市役所保険年金課
学生で保険料を納めるのが困難なとき	学生納付特例の制度があります	市役所保険年金課
納付案内書を紛失したとき	納付案内書の再交付を依頼する	中村年金事務所
障がい者になったとき(障害基礎年金の1級または2級程度)	障害基礎年金の請求をする	初診日が第1号被保険者→市役所保険年金課 初診日が第3号被保険者→中村年金事務所
65歳になったとき	老齢基礎年金の請求をする	加入年金制度により請求先が異なります
国民年金加入中・受給中に死亡したとき	中村年金事務所・市役所に手続きの確認をする	加入・受給年金制度により手続き先が異なります

※平成29年8月1日施行の制度改正により、今まで25年だった受給資格期間が10年に短縮されました。

問合 保険年金課医療・年金G(市役所1階) ☎24-1114

中村年金事務所(名古屋市中村区太閤1-19-46) ☎052-453-7200

ご存知ですか？ 福祉医療費助成制度

福祉医療費助成制度は、下表に該当する方が医療機関にかかる場合、医療保険の自己負担額が無料になる制度です。この制度を利用するには、受給者証の交付を受けるなど申請が必要です。該当する方は、早めに手続きをしてください。

生活保護法など、公的制度で医療費の助成をすでに受けている方は、対象になりません。

区分	対象		助成内容	新規の申請手続きに必要なもの
	受給資格	所得等制限		
子ども医療	・0歳児から中学3年生（15歳に達する年度末）まで	無	医療保険の自己負担額	・印鑑、健康保険証
	・中学校卒業から18歳に達する年度末まで	有 市町村民税所得割額5万円以下		・印鑑、健康保険証 ・マイナンバーの分かるものまたは市町村民税課税証明書（該当する方のみ※1）
障がい者医療	・身体障害者手帳1～3級、4級の腎臓機能障害または4～6級の進行性筋萎縮症の方 ・療育手帳A・Bの方 ・自閉症状群と診断された方	無	医療保険の自己負担額	・印鑑、健康保険証 ・身体障害者手帳または療育手帳 ・自閉症状群については医師の診断書（3カ月以内有効）
母子・父子家庭医療	・18歳に達する年度末までの児童（以下「18歳以下の児童」という）を現に扶養する母子家庭の母、父子家庭の父 ・上記の母、父が扶養する18歳以下の児童 ・父母のいない18歳以下の児童	有 児童扶養手当法による児童扶養手当の所得制限基準額	医療保険の自己負担額	・印鑑、健康保険証 ・母子・父子家庭を証する書類（児童扶養手当、遺児手当の各証明書等） ・マイナンバーの分かるものまたは市町村民税課税証明書（該当する方のみ※1）
精神障がい者医療	・精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方	無	医療保険の自己負担額	・印鑑、健康保険証 ・精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証の写し
	・自立支援医療費（精神通院）を支給する旨の認定を受けた方		指定自立支援医療機関における精神通院に支払った医療保険の自己負担額（医療に要する費用の10%。ただし自己負担上限額以内）	
後期高齢者福祉医療	75歳（一定の障がいがある方は65歳）以上で次の要件に該当する方 ・障がい者および母子・父子家庭の父母で各福祉医療の受給要件に該当する方 ・戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者 ・精神障がい者、結核患者で公費負担の受給要件に該当する方 ・精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方 ・市町村民税非課税世帯に属する寝たきりの方および重度、中度の認知症状態にある方 ・自立支援医療費（精神通院）を支給する旨の認定を受けた方（償還払※2）	一部有 ・母子・父子家庭の父母の方は児童扶養手当法による児童扶養手当の所得制限基準額 ・戦傷病者の方は障害児福祉手当所得制限基準額 ・寝たきりおよび認知症状態の方は市町村民税が非課税（※3）	医療保険の自己負担額 ただし、自立支援医療認定による該当者は、指定自立支援医療機関における精神通院に支払った医療保険の自己負担額（医療に要する費用の10%。ただし自己負担上限額以内）	・印鑑、健康保険証 ・障がい者の方は障がい者医療と同様 ・母子・父子家庭の方は母子・父子家庭医療と同様 ・精神障がい者の方は精神障がい者医療と同様 ・寝たきりおよび認知症状態の方は介護保険被保険者証、寝たきり・認知症状態のわかるもの（医師からの診断書等）、マイナンバーの分かるものまたは市町村民税課税証明書（該当する方のみ※1）、後期高齢者福祉医療（寝たきり・認知症）所得制限に関する申出書

※1 マイナンバーの分かるものまたは市町村民税課税証明書が必要な方

・2019年7月までに申請する方で、2018年1月2日以降に他市町村から転入した方

・2019年8月以降に申請する方で、2019年1月2日以降に他市町村から転入した方

※2 償還払・・・一度医療機関で自己負担額を支払った後、後日市への請求により医療費の支給を受ける方法

※3 世帯全員と生計維持者も含む

小児慢性特定疾病児童等の医療費助成制度

小児慢性特定医療費医療受給者証を交付されている児童を対象に、医療機関で支払った医療費自己負担額を、市への申請により助成します。

対象	助成内容	支給申請の手続きに必要なもの
「小児慢性特定医療費医療受給者証」を交付された18歳未満の児童(20歳到達まで認められる場合あり)	医療保険の自己負担額 (小児慢性特定疾病に係る自己負担のほか、それ以外の医療費全般に係る自己負担額)	・ 印鑑、健康保険証 ・ 小児慢性特定医療費医療受給者証 ・ 領収証 ・ 振込先口座番号のわかるもの

未熟児養育医療給付制度

出生時体重2,000g以下等の未熟児で、指定病院の医師が入院養育を必要と認めた医療費を市が負担する制度です。乳児が入院中に申請をする必要があります。

問合 保険年金医療・年金G ☎24-1114

耐震診断・耐震改修費補助制度のご案内

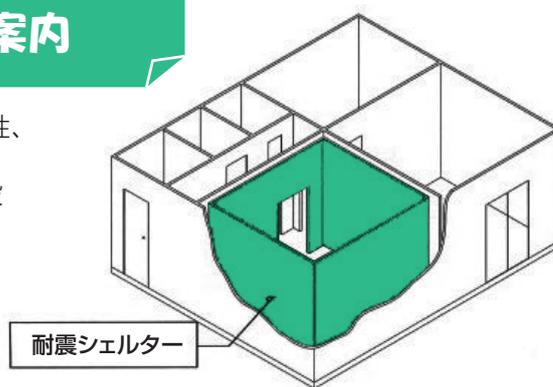
昭和56年5月以前に建築(着工)された建物は、地震に対する安全性、耐震性が不足している可能性があります。

市では住宅の耐震診断・改修に対して、下表のとおり補助制度を設けています。

大地震はいつ発生するかわかりません。お住まいの安全性について改めて見直すためにも、これらの制度をご活用ください。

募集締切 10月31日(木)

申込・問合 都市計画課都市計画G ☎55-9627



耐震シェルターイメージ図

種類	対象	限度額	予定戸数
民間木造住宅無料耐震診断	昭和56年5月31日以前に建築(着工)された木造住宅(在来軸組構法および伝統構法の戸建、長屋、併用住宅および共同住宅)		30戸
非木造住宅耐震診断費補助	昭和56年5月31日以前に建築(着工)された非木造の戸建住宅	10万円 (1戸あたり)	随時受付
木造住宅耐震改修費補助	津島市民間木造住宅無料耐震診断を受けた住宅のうち①～③を満たすこと ①診断結果による判定値が1.0未満であること ②補強工事による判定値の加算が0.3以上であること ③改修後の判定値が1.0以上になること	100万円 (1戸あたり)	5戸
耐震シェルター等設置補助	津島市民間木造住宅無料耐震診断を受けた住宅のうち①～③を満たすこと ①診断結果による判定値が0.4未満であること ②津島市から簡易耐震改修工事および耐震改修工事の補助金を受けたことが無いこと ③高齢者もしくは障がい者の方が居住していること	耐震シェルター 30万円 防災ベッド 15万円 (1戸あたり)	随時受付
民間木造住宅除却費補助	前年度までに津島市民間木造住宅無料耐震診断を受けた住宅のうち①～④を満たすこと ①耐震診断による判定値が0.7未満(もしくは評点60点未満)であるもの ②過去に耐震改修費補助金を受けていないこと ③国・地方公共団体等が所有するものでないこと ④特定空家等および不良住宅でないこと	建物除却費の 23%(限度額20 万円) (1戸あたり)	5戸
ブロック塀等撤去費補助	道路または公共の用に供する土地との境界から2m以内に設置され、道路からの高さが1m以上のブロック塀等であること	撤去するブロック塀等の壁面1㎡当たり 1万円を乗じた額 (限度額10万円)	10件